

## 別表十六（七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第67の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）又は令和8年改正前の措置法第67条の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「種類1」、「構造2」及び「細目3」の各欄は、減価償却資産の耐用年数省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造及び細目に従って記載します。
- 3 「事業の用に供した年月4」の欄は、当該事業年度の中途において事業の用に供した年月を記載します。
- 4 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額6」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。